

nanairo partner

保育士の 処遇改善加算

サービス紹介資料 | 社会保険労務士法人なないろパートナー

処遇改善加算Ⅰ

加算Ⅰは、2015年に始まった、職員の賃金改善やキャリアアップの取り組みに応じて人件費を加算する制度です。

施設の平均勤続年数によって加算率が上がり、常勤職員だけでなく、パート・派遣などの非常勤職員も対象になります。加算Ⅰの加算率は施設ごとに算出されますので、手当の配分も施設によって異なります。

「同じ経験年数であっても、働き先の保育園によって手当の額が違う」と覚えておきましょう。

対象となる職員

常勤職員だけでなく、パート・派遣などの非常勤職員も対象 ※1日6時間以上かつ月20日以上勤務している職員が対象



給与の上がり方

【基礎分加算率】

- 平均勤続年数1年未満で2%
- 平均勤続年数1年で3%
- 平均勤続年数10年以上で一律12%

【賃金改善要件分の加算率】

- 平均勤続年数11年未満の施設で6%
- 平均勤続年数11年以上で7%

※キャリアパス要件を満たさない場合は2%減額
加算Ⅰは「基本給・手当・賞与」がアップすると覚えておきましょう。

処遇改善加算II

2017年に始まった加算IIは、職員の技能・経験の向上に応じた追加的な賃金の改善に要する費用を加算する制度です。これまで、保育園では園長（理事長）や主任といった役職しかありませんでした。そこで、加算IIを制定し、保育園に新たな役職を設け、その職務・職責に応じた処遇改善の実施を開始しました。 ※新設された役職に就くためには、「キャリアアップ研修」を受ける必要があります。

研修分野

乳児保育 / 幼児教育 / 障害児保育 / 食育・アレルギー / 保健衛生/安全対策 / 保護者支援・子育て支援 / 保育実践 / マネジメント
また、加算IIでは、そのほかにも、役職の保育士や、主任、園長も含む全職員の処遇を2%（月額6000円程度）改善しています。

対象となる職員

およそ3年～7年以上の保育士経験があり、指定された分野のキャリアアップ研修を修了した職員が対象。

加算IIの職務分野別リーダーに就ける人数は、園長と主任保育士を除く職員数の1/5まで、専門リーダー・副主任保育士に就ける人数は1/3となっています。

給与の上がり方

副主任・専門リーダー…月額4万円を支給

職務分野別リーダー…月額5000円支給

※全職員に対して2%（月額6000円程度）の処遇改善。

加算IIは「月額」の給与がアップすると覚えておきましょう

処遇改善加算III

2022年2月から教育・保育の現場で働く人の収入を引き上げる新たな補助が始まりました。保育現場で「処遇改善加算III」とも呼ばれています。具体的には、これは以下の施設を対象に、収入を3%程度（月額9000円）引き上げるための費用を補助するものです。常勤・非常勤は問わず、該当する園に勤務している職員であれば支給されます。

対象となる職員

今回の処遇改善の対象は、保育士だけではありません。調理員や栄養士、事務職員など、施設・事業所に勤務するすべての職員も対象です。

※ただし、法人役員を兼務する施設長や、延長保育・預かり保育などの通常の教育・保育以外のみに従事している職員は対象ではありません。



給与の上がり方

処遇改善IIIでは、「個々の職員の賃金改善を必ずしも一律同額とする必要はない」とされており、事業者が各施設・事業所の状況を踏まえて、改善額を調整することが可能です。つまり、職員配置状況によっては職員1人あたりの引上げ額が月額9000円を下回ることもあります。

処遇改善加算一本化

第8回子ども・子育て支援等分科会が開催され、令和7年度から保育所・認定こども園等に対する、処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの一本化の検討案と方針が示されました。まず大枠としては、現行の処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを一本化し、それを3つに区分されます。

「区分①」基礎分 「区分②」賃金改善分 「区分③」質の向上分

現行制度の名称	対応する見直し後の区分	見直し後の内容	目的・補足
処遇改善加算等Ⅰ 基礎分/キャリアパス要件	区分1【基礎分】	経験に応じた昇給の仕組みの整備 職場環境の改善	職場の基盤整備 人材定着のため
処遇改善等加算Ⅰ 賃金改善要件分	区分2【賃金改善分】	職員の賃金改善	教育・保育人材の確保
処遇改善等加算Ⅲ	区分2【賃金改善分】	職員の賃金改善	教育・保育人材の確保
処遇改善等加算Ⅱ	区分3【質の向上分】	職員のスキル・経験の向上に応じた 追加的な賃金改善	キャリアアップ支援 質の向上

区分②・③の賃金配分方法の統一化

区分②・③の「賃金改善分」と「質の向上分」の合計額の1/2以上を、「基本給」または「決まって毎月支払われる手当」により改善することが示されています。

処遇改善等加算IIの見直し(令和6年度→令和7年度案)

項目	令和6年度	令和7年度
支給方法	4万円を1人以上に支給	1人あたり4万円を超えない範囲で、施設の判断により柔軟な配分が可能
配分対象者(研修)	配分対象者は、研修の修了要件を満たしている必要がある	年度内に研修修了予定の職員も配分対象として認める
研修修了要件	—	施設全体で、加算額の対象人数(人数A・B)以上の研修修了者が必要



その他

利用児童数の減少等により経営が悪化した施設の特例措置

『特別事情届出書』（介護分野等と同様の仕組み）に理由等を示し、所轄庁に認められた場合は、賃金水準を下回ることを認める方向も検討されています。ただ、一定期間で収支が赤字であり、資金繰りに支障が生じていることを示す必要がある点、園と職員との労使の合意が必要な点など、一定の制約があることもご注意ください。

施設独自の改善額の取り扱い

介護分野と同じように、初めて処遇改善加算を取得した年度後で、加算等の加算額を超えて実施した賃金改善額（施設独自の改善額）については、翌年度における「前年度の賃金水準」から除外される方向で検討されています。

代表プロフィール



nanairo partner

代表 安藤 優作 あんどうゆうさく

経歴 社会保険労務士、AFP2級、宅地建物取引士

趣味 ウォーキング・ワイン

ご挨拶 ご覧いただきありがとうございます。
役立つ発信をしていきますので、
よろしくお願いいたします！



 なないろパートナー

大きなタイトル

テキスト

主張するテキスト主張するテキスト主張するテキスト主張するテキストテキストテキストテキストテキストテキスト

中見出し

テキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキスト※注釈テキスト注釈テキスト注釈テキスト注釈テキスト

中見出し

小見出し

小テキスト小テキスト小テキスト小
テキスト小テキスト小テキスト小
テキスト小テキスト小テキスト

小見出し

小テキスト小テキスト小テキスト小
テキスト小テキスト小テキスト小
テキスト小テキスト小テキスト

※注釈テキスト注釈テキスト注釈テキスト注釈テキスト